

南企第300号
令和4年8月10日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

南種子町長 小園 裕康



「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書」に対する環境の
保全の見地からの意見について（回答）

令和4年6月27日付け環林第1047-3号で照会のあった標記について、下記のとおり回答
いたします。

記

1. 総括的事項

- (1) 環境影響評価や事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、関連する環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、地域住民の意見に十分配慮すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種データや評価の根拠となる数値、出典等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容・説明となるように努めること。また、環境影響の程度については、数量等を用いて可能な限り定量的に記載すること。
- (3) 環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合又は準備書に記載されていない重要な動植物の生息・生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。
- (4) 準備書に記載の事後調査及び環境監視を確実に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の意見を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 個別的事項

(1) 大気質について

環境基準値等を下回ると予測されているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。

(2) 騒音、低周波音及び振動について

基準値等を下回ると予測されているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。

(3) 水質、底質及び流況について

水の汚れや濁り、土砂の堆積については、河口前面の局所的な範囲に予測され、流況についても、大きく変化しないと予測されているが、事業実施段階以降において、予測し得なかった環境影響が見られる場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

(4) 電波障害について

航空機の運航に伴う電波障害の影響はないものと予測されているが、予測し得なかった環境影響が見られる場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

(5) 動植物・生態系について

ア 陸域、海域の動植物に行動影響や生息状況が変化するおそれがあることが予測されているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。また、事業実施段階以降において、予測し得なかった影響が見られる場合や準備書に記載されていない重要な動植物の生息・生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

イ 陸域、海域の生態系については、不確実性が残る予測となっているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。また、事業実施段階以降において、予測し得なかった影響が見られる場合など新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

(6) 景観について

景観については、影響はないものと予測されているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

人と自然との触れ合いの活動の場については、影響を及ぼすおそれはないと予測されているが、環境影響の更なる低減を図るため記載されている環境保全措置を確実に講じること。

(8) 廃棄物等について

廃棄物等については、記載されている再資源化や島外への排出、適正などの環境保全措置を確実に実行し、環境影響の低減を図ること。

(9) 温室効果ガス等について

温室効果ガス等については、記載されている環境保全措置を確実に実行し、環境影響の低減を図ること。

(10) その他

ア 住民等の理解促進のため、情報開示に努めること。

イ 本事業の実施により、住民生活に支障が生じることのないよう配慮すること。

担当

鹿児島県南種子町役場企画課 稲子

TEL 0997-26-1111 (170)

FAX 0997-26-1116

E-Mail kikaku1@town.minamitane.lg.jp